

随時記者発表

MG H	可旧 1 元 久								
項目	日高地域青年林業士の認定証交付式について								
区分等	発表 月 日 時 分 説明者								
	資料配布 月 日 時 分								
配布資料	・北海道青年林業士認定要領(抜粋版)・日高地域青年林業士認定証交付式次第・北海道青年林業士認定状況一覧								
発表要旨	北海道では、「北海道青年林業士認定制度」(平成22年度創設)により、森林所有者の高齢化が進む中で、地域の森林づくりに強い熱意と意欲あふれ、指導性を有している林業後継者を「北海道青年林業士」に認定し、若手リーダーとして積極的な活用を図り、持続的な森林資源の維持増進に資することとしており、これまでに全道で219名(日高振興局管内では14名)を認定しています。 この度、日高振興局管内で認定された「日高地域青年林業士」の認定証交付式を次のとおり開催しますので、お知らせします。 記 1 日 時 令和5年2月24日(金)13:30~14:00 2 場 所 (交付式)日高振興局 2階201会議室 (懇 談)日高振興局 局長室 3 被認定者 佐々 健太郎(ササ ケンタロウ)氏(平取町在住)4 認 定 者 日高振興局長 生田 泰 5 立 会 者 日高振興局長 生田 泰 5 立 会 者 日高振興局森林室 室長 高田 伸哉日高町産業課長 加藤 三明沙流川森林組合 代表理事組合長 松原 俊幸								
報道に当たってのお願い									
担当	北海道日高振興局森林室平取事務所 担当:所長 小林、主査 藤田 電話 01457-2-2979								

北海道青年林業士認定要領

第1 趣旨

本道の森林・林業・木材産業の発展と森林資源の適正な管理を進めるためには、 将来、森林所有者となりうる後継者が、着実に森林を継承をする「世代交代」に向 け取り組むことが重要である。

このため、安定的な森林経営を担う人材の育成・確保を図るため、次世代の林業の担い手となる後継者に対し、森林経営の基礎知識や森林・林業の技術や知識を習得させることが必要である。

このことから、地域の森林づくりに強い熱意と意欲あふれ、指導性を有している 後継者を「北海道青年林業士」(以下「青年林業士」という。)として認定し、林業普 及指導事業における若手リーダーとして積極的な活用を図り、持続的な森林資源の 維持・増進に資する。

第2 青年林業士の要件

青年林業士は、次の各号の要件に適応する者とする。

- (1) 森林づくりに積極的に取組み、林業後継者の模範となりうる者。
- (2) 社会性や強調性に富み、森林づくりの若手リーダーとなりうる能力を有する者。
- (3) 各種研修会等に積極的に参加し、林業に関する技術や知識の研鑽を行う者。
- (4)推薦時における年齢が50歳未満の林業後継者であり、森林を有していない者を 基本とするが、森林の一部を継承している者も対象。
- (5) 上記以外の者で、特に「青年林業士」として認定することが妥当であると認められる者。

第3 青年林業士の認定

青年林業士の認定は、次のとおりとする。

- (1)総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)は、青年林業士候補者の青年林業士認定調書(別記第1号様式)を作成し、市町村長の同意(別記第2号様式)及び本人の同意(別記第3号様式)を得るものとする。
- (2)総合振興局長等は、青年林業士として認定した者に対して青年林業士認定証(別 記第4号様式)を交付するものとする。

第4 青年林業士の登録

森林室長は、認定された青年林業士の氏名等を登録・保管するため、青年林業士 認定台帳(別記第5号様式)を作成し、すみやかにその写しを森林活用課首席普及 指導員兼林業普及担当課長に提出するものとする。

第5 青年林業士の名称

青年林業士の名称は、青年林業士の前に総合振興局及び振興局の名称を入れるものとする。

第6 青年林業士の活動

- 1 青年林業士は、森林経営に関する技術や知識の研鑽と地域リーダーとしての資質 の向上に努めるとともに、総合振興局長等、市町村、指導林家、林業グループ及び 森林組合等林業事業体などと密接な連携のもと、次の事項を積極的に活動すること とする。
- (1) 林業普及指導員と連携・調整を図り、地域の林業後継者のまとめ役に努める。
- (2) 指導林家、林業グループ及び森林組合等林業事業体などとの連携を図り、林業後 継者に森林・林業・木材産業に関する普及啓発に努める。
- (3) 青年林業士相互の交流を通じて情報交換、技術や知識の向上に努める。
- (4) 道等が実施する研修会等に積極的に参加し、森林の施業技術や経営に関する自己 研鑽に努める。
 - 2 森林室長は、認定された青年林業士の活動経過を青年林業士活動記録簿(別記第 6号様式)に整理するものとする。

第7 青年林業士への支援

森林室長は、林業普及指導事業において、青年林業士の活動を積極的に支援し、将来の林業グループリーダー及び指導林家に導くものとする。

第8 認定の取り消し

青年林業士の認定の取消しは、次の事項に該当する場合に行うものとする。 総合振興局長等は、認定を取消したときは市町村長に通知(別記第7号様式)する ものとする。

- (1) 青年林業士として社会的、道義的に適性を欠くに至ると判断されたとき。
- (2) 本人の申し出により、青年林業士を辞退する旨の報告があったとき。
- (3) 当該青年林業士が死亡したとき。
- (4) 北海道指導林家として認定・登録されたとき。
- (5) その他の理由により、青年林業士としての活動に支障をきたしたとき。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、総合振興局長等が別に定めるものとする。

附則施行平成22年8月12日付け森活第455号一部改正平成25年8月2日付け森活第333号

「日高地域青年林業士」認定証交付式次第

- 1 日 時 令和5年2月24日(金) 13:30~14:00
- 2 場 所 日高振興局 2階 210会議室
- 3 被認定者 佐々 健太郎(ささ けんたろう)氏(平取町在住)
- 4 認定者 日高振興局長 生田 泰
- 5 立 会 者 日高振興局森林室長 高田 伸哉 平取町産業課長 加藤 三明 沙流川森林組合 代表理事組合長 松原 俊幸
- 6 事務局 日高振興局森林室平取事務所・普及課
- 7 交付式
 - (1) 開 会(13:30)
 - (2) 認定証交付及び記章・腕章の貸与
 - (3) 記念撮影
 - (4) 閉 会(13:45)
- 8 懇 談

交付式終了後、局長室にて懇談 (13:45~14:00)

9 日高地域青年林業士認定者の紹介

佐々健太郎						
3 2 歳 (平成 2 年生)						
沙流郡平取町						
自営業(養魚場経営)						
佐々 健太郎氏は指導林家である父憲一氏とともに養魚場を経営しながら、父親の実践する生態系に配慮した持続可能な森林づくりを学び、森林・林業に関する技術・知識の習得に努め、環境保全を目的とする森林施業や天然林(ミズナラなど)の間伐材を活用したきのこの栽培方法を学び、実践するなどして、地域に適応した施業方法の確立に用いるため、研鑽を積んでいます。また、沙流川森林組合の理事の職に就き、組合員や林業関係者からの信頼も厚く、地域林業の担い手リーダーとしての活躍が期待されています。 将来は、父親が所有する森林を継承する予定であり、施業及び保育・管理方法などを学びながら持続可能な森林経営を目指します。						
一く 鴇 記 芯 し り 得						

北海道青年林業士認定状況一覧

【R04.03.31現在】

森林室名	R03.3月末 青年林業士数	R03年度 認定者数	R03年度 取消者数	R04.3月末 青年林業士数	市町村	所在 市町村	不在 市町村
空 知	1 1			1 1	2 4	7	1 7
石 狩	1 1			1 1	8	4	4
後志	1 0			1 0	2 0	6	1 4
胆 振	1 2	1		1 3	1 1	5	6
日 高	1 3	1		1 4	7	6	1
渡島東部	1 0		1	9	7	4	3
渡島西部	8			8	4	4	0
檜 山	1 4			1 4	7	7	0
上川南部	1 4	1		1 5	1 5	1 1	4
上川北部	1 1	1		1 2	8	5	3
留萌	1 3			1 3	8	7	1
宗 谷	1 1			1 1	1 0	6	4
オホーツク東部	1 0			1 0	1 1	6	5
オホーツク西部	1 6			1 6	7	5	2
十 勝	2 2			2 2	1 9	1 2	7
釧 路	2 0			2 0	8	7	1
根室	1 1		1	1 0	5	4	1
計	2 1 7	4	2	2 1 9	179	103	7 6